

地域事務局の主な業務

1. 各地域における利用機関の機器使用の依頼に伴う債務と受付に伴う債権の相殺処理
2. 相殺処理の基礎となるネットワーク上に格納された電磁的記録の提供
3. 債権債務の相殺結果の通知
4. 債務機関からの料金の徴収
5. 債権機関への料金の支払い

業務のポイント！

（相殺期間）

- ・ 四半期毎

（相殺結果の通知）・・・利用規約第14条

- ・ 利用機関に料金相殺結果通知書を送付する。

（債務の支払い）・・・利用規約第15条

- ・ 相殺結果通知書に記載された金額を、相殺日の属する月の翌月末日までに拠点機関の金融機関口座に振り込む。

（債権の支払い）・・・利用規約16条

- ・ 相殺日の属する月の翌々月の末日までに債権機関の金融機関口座に振り込む。
- ・ 金額が1,000 円に満たない場合は、第4・四半期を除き、年度を越えない範囲で当該額を超える四半期まで支払いを延期する。

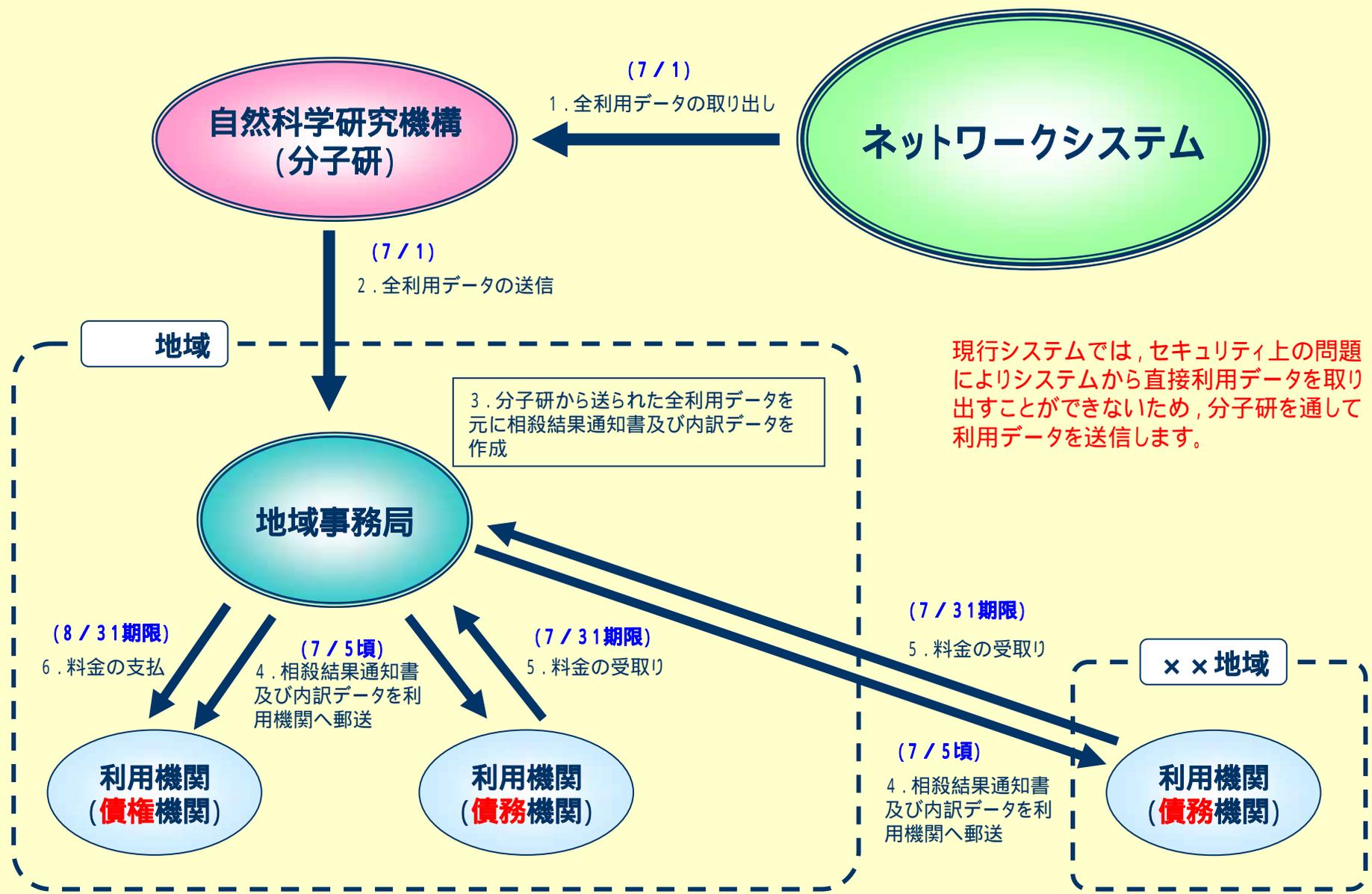
（振込手数料）・・・利用規約第18条

- ・ 債務機関が拠点機関に支払う場合の振込手数料は、債務機関の負担とする。
- ・ 拠点機関が債権機関に支払う場合の振込手数料は、債権機関の負担とし、拠点機関は支払金額から差し引く。

暫定処理

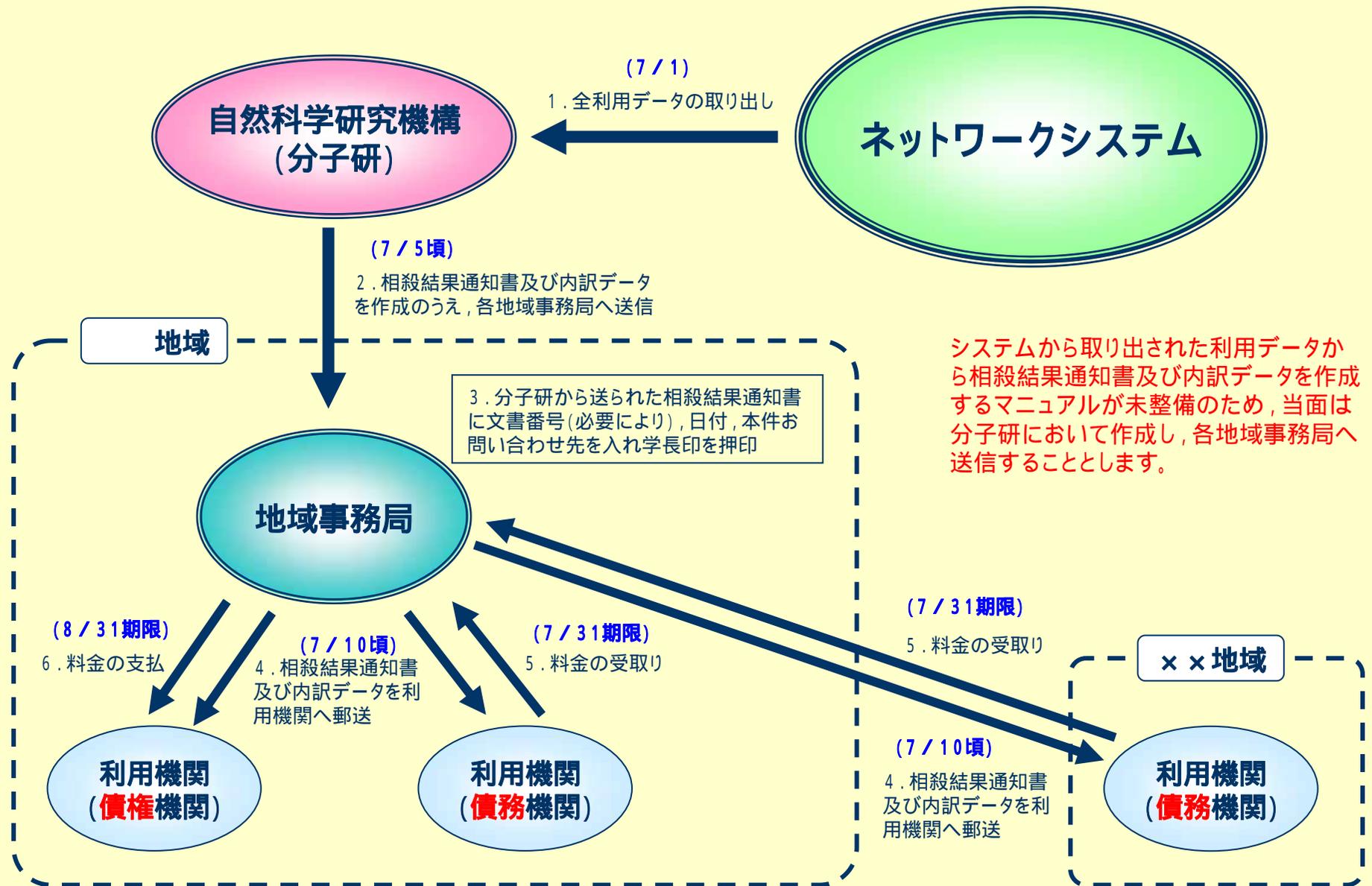
- ・ 当面は、分子研においてシステムから全データを取り出し、内訳データ及び相殺結果通知書を作成のうえ、各地域事務局へ送信する。
- ・ 各地域事務局は、この相殺結果通知書に文書番号（必要により）、日付、本件お問い合わせ先を入れ学長印を押印のうえ、各機関へ郵送する。

地域事務局の業務フロー（通常処理）



(注) 青字の日付は、第1・四半期の例で、同日が土日等の場合はずれることになります。

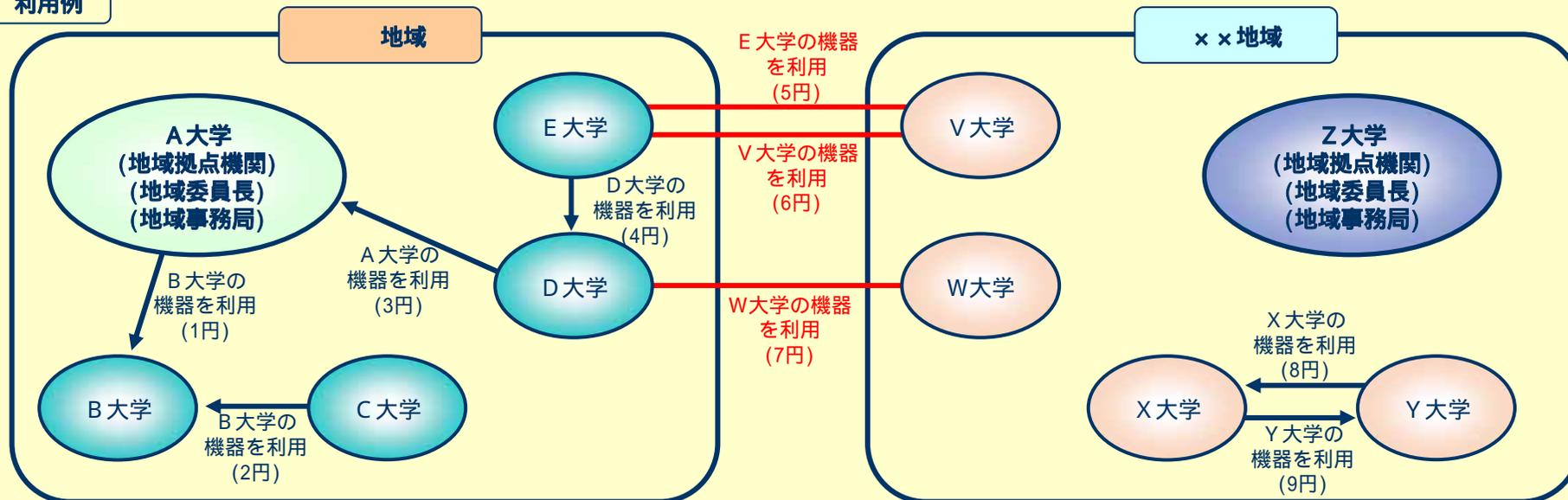
地域事務局の業務フロー（暫定処理）



(注) 青字の日付は、第1・四半期の例で、同日が土日等の場合はずれることになります。

「化学系研究設備有効活用ネットワーク」利用料の相殺

利用例



相殺

地域拠点機関は、自拠点内の登録機器が利用された場合、設置機関に代わりその利用料を徴収し、各機関毎に債権債務を相殺のうえ当該機関に支払い又は請求を行う。
また、他地域の機器を利用した分については、利用先地域拠点機関から別途請求し、前記金額とは相殺しない。(赤色で表示した部分)

相殺機関・・・A大学

大学名	利用状況		相殺
	受付(収入)	依頼(支出)	
A大学	D大学より(3円)	B大学へ(1円)	A大学は、A大学へ2円を支払う
B大学	A大学より(1円) C大学より(2円)		A大学は、B大学へ3円を支払う
C大学		B大学へ(2円)	C大学は、A大学へ2円を支払う
D大学	E大学より(4円)	A大学へ(3円)	A大学は、D大学へ1円を支払う
E大学	V大学より(5円)	D大学へ(4円)	A大学は、E大学へ1円を支払う
V大学		E大学へ(5円)	V大学は、A大学へ5円を支払う

相殺機関・・・Z大学

大学名	利用状況		相殺
	受付(収入)	依頼(支出)	
Y大学	X大学より(9円)	X大学へ(8円)	Z大学は、Y大学へ1円を支払う
X大学	Y大学より(8円)	Y大学へ(9円)	X大学は、Z大学へ1円を支払う
W大学	D大学より(7円)		Z大学は、W大学へ7円を支払う
V大学	E大学より(6円)		Z大学は、V大学へ6円を支払う
D大学		W大学へ(7円)	D大学は、Z大学へ7円を支払う
E大学		V大学へ(6円)	E大学は、Z大学へ6円を支払う